

申請様式に記載する「申請不動産に関する事項」の記載要領

○ 申請不動産に関する事項

・ 建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地
〇〇集会所	1 0 0㎡	所在：〇〇町△丁目△番 家屋番号：〇番

・ 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅地	1 2 3. 4 5㎡	〇〇町△丁目△番

・ 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

① 〇〇集会所

幸手市〇〇△丁目△番△号 幸手 太郎

② 宅地

幸手市〇〇△丁目△番△号 幸手 太郎

【建物について】

○名称…〇〇町内会集会所、△自治会館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること（参照：不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 113 条第 1 項及び不動産登記事務取扱手続準則（平成 17 年 2 月 25 日付け法務省民二第 456 号法務省民事局長通達）第 80 条第 1 項）

○延床面積…不動産登記規則第 115 条に基づき各階ごとに算出された床面積を合計したものとする
こと。

（注）不動産登記規則第 115 条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線（区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線）で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。」

○所在地…市町村内の地番（不動産登記法第 44 条第 1 項第 1 号）及び家屋番号（同項第 2 号）まで記載すること。

【土地について】

○地目…不動産登記規則第 99 条に定める区分により定めるものとする。

（注）不動産登記規則第 99 条「地目は、土地の主な用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」

○面積…不動産登記規則第 100 条に定める「地積」と同一とすること。

（注）不動産登記規則第 100 条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一（宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル）未満の端数は、切り捨てる。」

○所在地…市町村内の地番（不動産登記法第 34 条第 1 項第 2 号）まで記載すること。